

退学

内容により、「依願による退学」と「懲戒による退学」とに区別されます。退学をすると、学籍を喪失し、本学の学生ではなくなります。

退学の期日

原則として、「退学願」を提出した月の月末

「退学願」の提出方法

		受け取り場所	提出先	返却物	提出期限
退学	依願退学	授業運営課	授業運営課	学生証 通学証	授業運営課にて指示
	懲戒	学則第37条、大学院学則第34・35条参照			

 玉川大学学則
p. 134 ~ 142

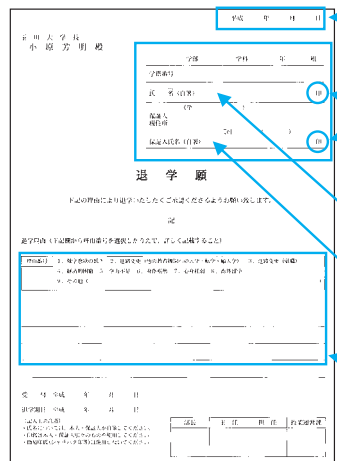
 玉川大学大学院学則
〔大学院要覧〕 p. 122 ~ 127
参照

* 当該学期の授業料等納付金が納入されていない場合は、依願退学の手続きができません。
この場合、納入期限を待って除籍となります。

学費の取り扱い

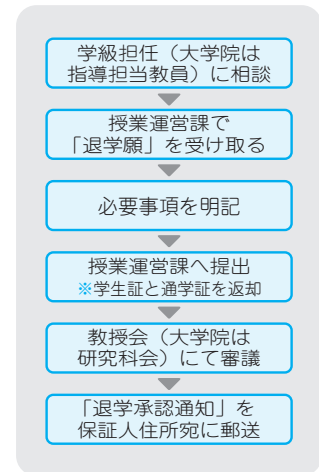
退学期日の月まで月割で学費等を徴収し、残額は承認後に返金します。

書き方見本




- 書類の作成日を記入
- 印鑑は別々の物を使用すること。なお、簡易印鑑（シャチハタ等）は使用不可。
- 学生本人が自筆すること
- 保証人本人が自筆すること
- 退学理由（詳しく明記すること）

退学手続きの流れ



除籍

 除籍
学生の身分を失うこと。

次に該当する場合は、除籍の対象となります（学則31条、大学院学則31条）。

- (1) 在学年数が所定の年数を超える場合
- (2) 授業料等の納付金を滞納し、督促してもこれに応じない場合
- (3) 休学期間の満了日に達しても、なお就学できない場合
- (4) 休学期間満了となっても所定の手続きをとらない場合
- (5) 死亡または行方不明になった場合